

第 4 章

ボランティア団体等と行政
の今後の協働の方向性

第4章 ボランティア団体等と行政の今後の協働の方向性

ヒアリング調査を行った具体例を踏まえ、ボランティア団体等と行政の協働を今後さらに推進するために、次の通り方向性を提案します。

1 ボランティア団体等への提案

(1) ミッションを持ち自立した活動が重要

行政との協働に取り組む前提として、ボランティア団体等はミッション、専門性、継続性を持ち、資金源を確保するなど、自立が先にあることが重要です。

また、ボランティア団体等は広く浅い活動ではなく、「自分たちは社会のこの部分の課題解決を担う」という問題意識と、明確なミッションを持つことが重要であり、また活動を継続することにより、今まで行政・企業では持つことが出来なかった市民生活に密着した専門性を持つことが必要です。「自分たちは何を目的として活動しているか」を常に確認し、事業報告、決算報告などにより、行政や会員、サービス受益者への説明責任を果たすことも重要です。

(2) 企画・立案・政策提案等提案能力を高める

ボランティア団体は自らの活動の継続、そしてその持っている専門性の中から、県と協働で実施する事により、より受益者、テーマにとって有効である事業についての具体的提案能力、企画・立案能力を持つことが必要です。

ただし、その場合、県の施策の何処に該当するのかについての認識を持つことが必要です。さらに、協働で実施した事業の中から県の施策そのものへの政策提案をしていくことも視点にいれていくことが必要です。

(3) 同じ目的を持つ団体・関係機関とのネットワークを構築する

新しい公共のサービスや課題の解決を実現するためには、関係機関、関係団体とのネットワークが必要です。他のボランティア団体、関係機関とネットワークを組むことにより、サービスを必要とする受益者に対してよりきめ細かな、そして専門性を持ったサービスを提供したり、課題の解決を図ることができます。

1 団体だけの活動には限界があります。協働事業を提案する、しないに関わらず、日常活動の中でも他の団体や関係機関との連携を進めて行くことが必要です。また先に活動を開始し、そのテーマに沿った専門性を有している団体は、活動を始めたばかりの団体と連携することにより、その活動団体への支援、アドバイス、そして担い手の人材育成等に対しての役割も担う必要があるのではないのでしょうか。

2 行政への提案

(1) 社会の変革、人々の価値観の多様性、課題の多様性に対する認識を持つ

私達の暮らす現代社会は、様々な問題を抱え、また価値観、生き方等も多様性の時代へと移行しております。様々な支援やサービスを必要とする人達、そして分野に対し、より必要なきめ細かな質の高い専門的サービスが必要です。この社会状況の中で、今までのように行政が実施してきた一律で公平なサービスでは市民が必要とするサービスを提供することは困難です。そこで、課題解決に向けて専門性・継続性を持ち、特定なテーマ、地域、人達に対してのサービスを実践するボランティア団体と行政との役割分担、協働が必要になってきます。そして、行政はボランティア団体と協働して新しい公共のサービスの実現へ向かうという認識が必要です。

(2) ボランティア団体等と行政は対等な関係へそして行政は行政改革へ

地域の中で、個人、自治会、町内会、企業、ボランティア団体等がお互いに補い合って地域社会を担い、市町村、県、国とより身近な行政が補完し合っていく仕組みが補完性の原則です。

今までのように、自治体から市民・ボランティア団体等へという発想から、自治体は住民や地域、ボランティア団体等が、地域レベルで課題解決能力を高めるための支援や人材育成を進め、必要とされるサービスを自治体が独占するのではなく、協働で実施していくという発想が必要です。ボランティア団体等と行政は、対等な関係を持ち、ボランティア団体等からの提案を受け入れる、施策の一部を地域やボランティア団体等に移行していく等の行政改革が必要です。

※補完性の原則（ヨーロッパ地方自治憲章 1985 年制定、1988 年発効、世界自治憲章草案 1998 年作成、日本でも政府が検討開始）

(3) 新たな行政施策等の展開

神奈川県では、現在基金 21 やパートナーシップルームにより、ボランティア団体等と県の協働の促進を図っていますが、ボランティア団体等から県に提案する機会や、その提案を受けとめるしくみの多様化が望まれます。また、県からボランティア団体等に対しても、積極的に提案し、事業の企画段階から協働する機会やしくみの多様化が求められます。さらに、協働事業を行う際の手法についても、委託や補助といった従来型の関係以外の多様な手法を探ることが必要となっています。

こうした協働の多様化・一般化をすすめていくために、以下のような新たな行政施策等の展開を提案します。

○ 協働への理解促進

県など行政とのパートナーシップの構築に向けたボランティア団体等の理解促進や、ボランティア団体等が抱える課題への対応を図るため、「協働の手引き」の普及を兼ねた相談会を県内各地で実施することを提案します。

○ パートナーシップルームの全県展開

現在、ボランティア団体等と県のパートナーシップを構築するための橋渡しと、協議や共同作業を行うための場を提供することを目的に、かながわ県民活動サポートセンターに「パートナーシップルーム」を開設していますが、場所が横浜であることから、本庁各部署との橋渡しが中心となっています。

そこで、「パートナーシップルーム」を各行政センターに設置するなどこの制度の全県展開を図ることを提案します。

○ ボランティア団体等と行政の人的交流等の推進

すでに行政では、研修あるいは派遣といった形で、他の行政機関や企業との人的交流を図っています。

ボランティア団体等と行政の間でも、お互いの特性を把握・理解し、より協働を促進するための人材を育成するため、人的交流を図ることを提案します。

○ ボランティア団体等からの提案を受ける手法の検討、しくみの構築

かながわボランティア活動推進基金21の協働事業負担金の選考は、ボランティア団体等からの自主的な提案を基に、事業の公平性、透明性を確保するために設置されている第三者機関である神奈川県ボランティア活動推進基金審査会が行っています。また、提案を行った団体等と県の担当部署との間で協議を行い、両者から提出される協議結果を受けて、審査会において最適な事業を選考しているほか、事業実施に当たっても、両者の基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結したうえで、県は必要な協力等を行うという仕組みが構築されています。

協働事業負担金以外の方法で、ボランティア団体等と県が協働事業を進める際にも、この基金制度に構築された趣旨を踏まえ、事前に両者の基本的スタンス、役割分担等を明確にしておくことや、事業実施にあたって団体等の意思や意向が尊重されるなど、団体等からの提案を受けるしくみを多様に展開する必要があります。

そこで具体的には、ボランティア団体等と行政の協働をさらに推進するための新たな手法の検討や、委託等従来型の手法の場合であっても、団体の提案を受け入れたり、協定書を締結するなど、対等な立場で協働事業を行うしくみの検討を提案します。

3 ボランティア団体等・行政への提案

(1) お互いの特性を知り信頼関係を構築する

行政とボランティア団体等が協働事業を進める上では信頼関係を築くことが重要です。そのためにはお互いの特性を理解することが重要です。

行政は公平性、平等性、安定性がありますが、法律、条例、長期計画に制約され、さらに議会を経なければ事業実施ができない、決裁に時間がかかる等、緊急課題に対応できない等の機敏性にかけることがあります。また、行政は多岐に渡る課題を抱えているため、一つの課題だけに集中した長期的取組みは難しく、また2・3年で担当職員が異動する体制では、継続的な取り組みに対して支障が生じないようにする対応が必要です。

ボランティア団体等は新しい課題に先駆的に取り組むことが可能です。また長く継続した活動も可能であり、受益者（未来の子ども達も含む）に対して機敏性を持ち、目的に特化したサービスを提供することが可能です。しかし社会的信頼性、財政的安定性、事務的能力に欠ける所があります。

お互いの特性を理解して協働すること、そして自らの課題を解決する努力も必要です。今回調査の負担金事業の中でも、行政は時間がかかる決裁手続きを簡略化している事例も見られました。また、ボランティア団体等は地権者への依頼を行政と協働で出すことにより、信頼を得て事業の実施が容易になっている事例も見られました。

お互いがお互いの特性を知ると同時に、その存在の意義が大きいことを認識することが大事です。

(2) 定例的な協議の場の設置により情報の共有を図る

負担金事業では、(イ)情報の共有化、(ロ)今やらなければならないことは何なのかをお互いに理解する、(ハ)県と団体との意思決定のスピードが違うので理解を深める等、意思の疎通を維持して行くことに配慮しており、そのための定例的な協議の場としての調整会議等意見交換の場を設けています。協働事業を進める上では、まず定期的な協議の場や調整会議の場を持つことにより、お互いの意思の疎通、そして役割分担、補完の仕方が見えて来ます。ボランティア団体も団体の考え、計画を明らかにし、また県も施策の検討段階から情報交換をすることが大事です。

まず、パートナーシップルームなどを利用して県との協議の場を設けるような工夫をしてみましょう。

(3) 企画立案 Plan、事業実施 Do、評価 Check、行動 Action を共にする

従来行政が進めてきた市民参加の振興策は、意見の聴取、審議会等会議への参加、ボランティア団体等の事業への資金・場所の提供、委託事業等でした。しかし、協働事業の場合は、行政とボランティア団体等が対等な立場で PDCA（企画立案、事業実施、評価、見直し改善、行動）を協働で実施するのが基本です。

今回の協働の手引きを作成するための調査の中で、基金 21 協働事業負担金では行政とボランティア団体等が役割分担を明確にした協定書を交わし PDCA を実施しており、また委託事業、パートナーシップルーム使用の協働事業も PDCA サイクルを実施している事例が多くあります。神奈川県とボランティア団体等との関係が、市民参加、参画から協働事業の実施へと進みつつあるのが伺えます。

(4) 協働事業からの政策提言・施策への反映

今回の調査では、ボランティア団体等がネットワークすることにより、県下の自治体、地域のボランティア団体等、企業等と連携し、協働事業から県施策への提案、さらにその施策実施を協働で担う等へと発展している事例もありました。ボランティア団体等の先駆的事业の取組の先行き、そこから見えてきた政策提言を施策の中に取り入れていくことが出来るかは、今後の課題です。

(5) 継続的な取り組みを目指す

協働事業の中には、基金 21 の協働事業負担金のように時限が設定されているものもあります。しかし、その期間内にすべての課題が解決し、目的が達成されるとは限りません。

そこで、協働事業を進めていく一方で、団体側での収入源の拡大や組織基盤の整備、あるいは行政側での施策化の検討など、継続的な取り組みが可能となるような努力をしていくことが必要です。また、行政側も施策への正式位置づけ等も必要です。

(6) マッチングシステムの構築

ボランティア団体等と行政の協働を推進していく上で、それぞれ持つニーズや希望を結び付け、協議を経て具体の事業にまで進めていく、一連の協働のプロセス全体をコーディネートしていく機能と権限を持つ組織の設置等について、団体側、県側双方に提案します。